

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

告示

大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(五二九、五三〇・商業貿易室)…………… 1

都市計画の決定による送付図書の縦覧(五三二、五三三・都市計画課)…………… 1

都市計画の変更による送付図書の縦覧(五三三・都市計画課)…………… 1

公告

土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)…………… 2

告 示

秋田県告示第五百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十八年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂大館店

大館市観音堂四百十八 一外

二 大館市長の意見

(一) 騒音レベル最大値予測結果(夜間)の基準値超過地点において、将来住居が立地した場合には、住民との十分な協議の上、遮音壁の設置や駐車場の利用制限等、適切な騒音対策を検討することとなっているが、周辺地域(店舗南側)は中高層住居専用地域であり新興住宅地であることから今後宅地化が予想されるため、住居立地状況には十分に配慮し、地域住

民との騒音トラブルが起きないように努めること。

(二) 工事中における騒音について、地域住民に迷惑がからないように配慮すること。

(三) 近隣に小・中学校が既存しており、児童・生徒の来店が予想されるため、店舗に出入りする車両の事故防止や、有害図書類の排除等児童・生徒の非行防止に努めること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 産業部 商工課

(二) 縦覧期間

平成十八年六月二十日から同年七月二十日まで

秋田県告示第五百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十八年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションモール大曲

大仙市戸地谷字川前百九十八番外

二 大仙市長の意見

(一) 周辺住宅環境への配慮

騒音及び大気汚染防止の観点から、駐車場内におけるアイドリング並びに室外への案内放送、排気ダクトの騒音などについて環境基準を厳守するとともに、敷地内の側溝清掃のほか、施設周辺の清掃についても配慮すること。

(二) 車両の出入りについての配慮

アクセス路線となっている国道十三号並びに市道仙北九号線の交通量は非常に多く、交通事故を未然に防ぐため、車両の出入りについて繁忙期の誘導に万全を期すこと。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田県告示第五百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年六月二十日

大仙市役所 農林商工部 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十八年六月二十日から同年七月二十日まで

秋田県告示第五百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

横手都市計画市街地再開発事業(横手駅東口第一地区)の決定の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第五百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、仙北市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

横手都市計画高度利用地区(横手駅東口地区)の決定の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第五百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、仙北市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

角館都市計画公園(二・二・四号角館駅東公園)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大内土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十八年六月十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年六月二十日

秋田県知事 寺田 典城

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十八年五月二十六日（第七百七十九号）掲載の秋田県公告（解散土地改良区の清算人の退任の届出）

（印刷誤り）

三	上	終りから	清算法人	清算法人
"	"	一三〇二	七	清算人
"	"	一三〇二	七	清算人

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubaransatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

